

PE登録体験記 3

1. 会員番号 PE-0237 氏名 太田 量介
2. 専門分野 Civil
3. 保有資格 PE
4. PE 登録体験記



私の場合、当面米国で仕事をする予定がなかったのですが、どうしてもこの州で登録しなくては行けないという制約がありませんでした。たしか ASCE(米国土木学会)のウェブサイトだったと思いますが、州ごとの PE 登録要件の比較表が掲載されており、ケンタッキー州は州内での勤務経験が無くても応募が可能であることを知りケンタッキー州での登録を目指すこととしました。

応募を行う前にまず大学の成績証明書とシラバスのコピーを NCEES に大学から直接送ってもらう必要がありました。私の出身大学では通常直接第三者のもとへ成績証明書を送付するということをしておらず、また、シラバスのコピーともなるとかなりの重さになるので、一度大学へ出向いて事情を説明し、郵送料の支払い方法などについて協議させていただいた覚えがあります。書類送付の後、NCEES から私の大学での履修内容は PE 資格申請の要件を満たしているという連絡があり、ようやくケンタッキー州での登録作業へ移行することになりました。

ケンタッキー州の場合、応募用紙に必要事項を記入し、登録料の額面の小切手を同封して送付するという応募方法が指定されていました。小切手の代わりにゆうちょ銀行の「住所あて送金」を利用しましたが、問題なかったようです。応募用紙には自分の連絡先の記入欄の他に犯罪歴の有無などを問ういくつかの質問があったように記憶しています。また、登録において最も難しいことだと思いますが、5 人の推薦人とこれまでの勤務先における上司の名前と連絡先を応募用紙に書かなくてはなりません。(私の場合、応募時点で転職してから 2 年程度しか経っていなかったので、4 年以上の業務経験があることを証明するのに前の職場の上司にも協力していただく必要がありました。) 当然推薦人になってもらう人たちや前の上司には事前に許可を取りました。私が送付した応募書類が受理された後、Board of Licensure から推薦人や上司

に推薦状や経歴証明書のフォーマットが記入と返送を依頼する文章とともに e メールで送られた模様です。

5 人の推薦人のうち 3 人は PE である必要があり、5 人全員が同じ会社(組織)に所属してはいけないという制約がありました。3 人の PE はいずれも一緒に仕事をしたことのある上司(外国人)、1 人は日本の技術士資格を保有している上司、もう 1 人は土木関係の仕事をしている知人の博士という構成で応募しました。私が応募書類を送付してから約 2 ヶ月経ってケンタッキー州の Board of Licensure から登録通知と wall certificate の入った封書が届きました。しばらく時間が経っていたので、もしからしたら登録されなかったのではないかと考え諦めかけたこともありましたが、Board of Licensure からの封書の宛名が「Ryosuke Ohta, PE」となっているのを見たときはなんだかんだ言ってやっぱり嬉しかったです。

上にも書きましたが、私は一度転職をしていたため、登録に際し、前の勤め先の上司にも書類を書いていただく必要がありました。その上司からしてみれば、私は今はもう同じ会社に勤める部下ではないので、私のために書類を書くことなどただの面倒なことだったかもしれませんが快く書いてくださいました。そのような理解のある人のもとで働けたのは幸運なことだったと改めて思いました。PE の資格は自分の力だけで得たものではないことを忘れずに、今後も研鑽を続けてゆく所存です。